

- (1) 法人税申告書とは
- (2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序
- (3) e-Tax(国税電子申告・納税システム)

(1) 法人税申告書とは

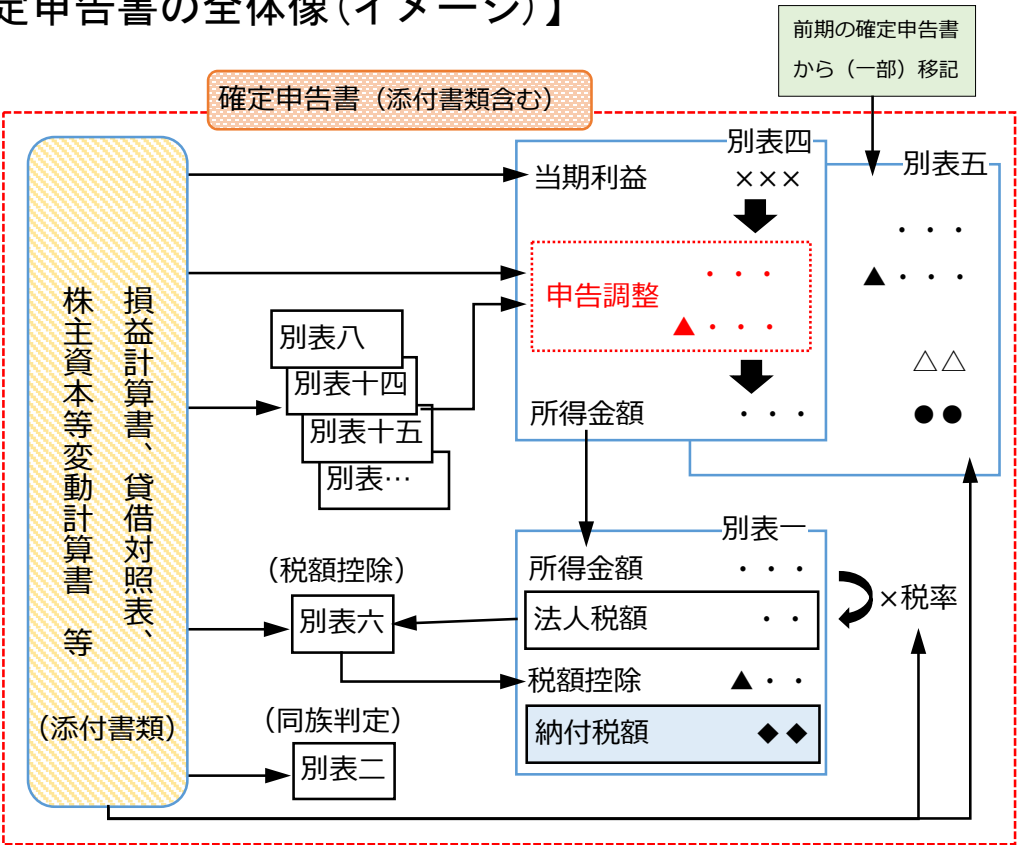
- 法人税申告書及びこれに添付する明細書(別表)は、別表一《各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分》から別表二十一《退職年金等積立金に係る申告書―退職年金業務等を行う法人の分》まであります。申告に当たっては、全ての法人が全ての別表を作成しなければならないというわけではなく、法人の活動内容や決算の状況等によって作成を要する別表は異なります。
 - また、毎年度の税制改正の内容に応じて各別表の内容が変わります。国税庁が提供していますe-Taxソフトでは、順次、税制改正に対応した別表が作成・送信できるように対応しておりますのでご利用ください(40ページ参照)。
- (注) e-Taxで対応前の別表(リリース前別表)や書面で別表を作成する方は、国税庁ホームページで毎年度の税制改正に対応した別表を公表していますので、各事業年度に対応した別表を使用してください。

- 法人税申告書と貸借対照表や損益計算書などの添付書類(15ページ参照)を所轄税務署に提出することで申告の手続は完了します。
- 法人税申告書の様式については、国税庁ホームページ「[法人税及び地方法人税の申告\(法人税申告書別表等\)](#)」をご確認ください。

【法人税及び地方法人税の申告
(法人税申告書別表等)】



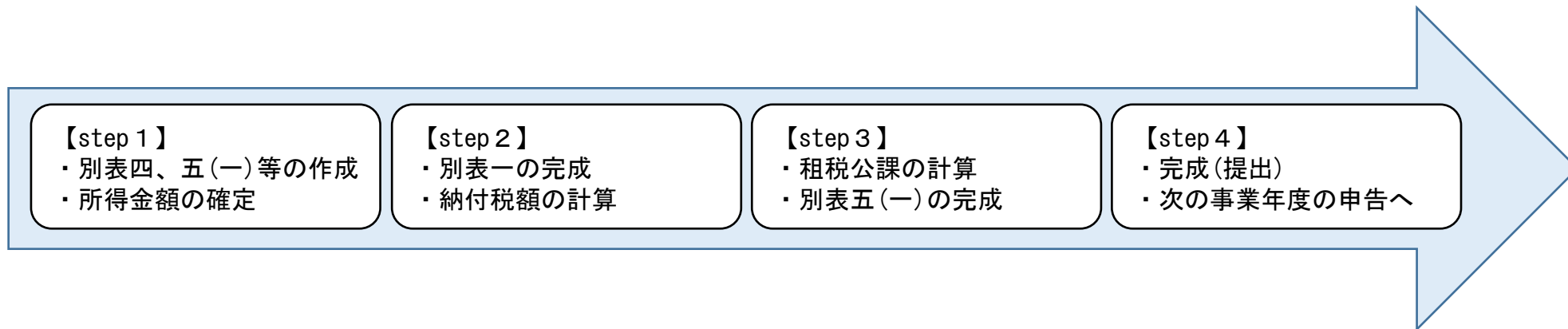
【確定申告書の全体像(イメージ)】



(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

- 法人税申告書の別表には、その計算過程で他の別表の金額などを参照する場合があるため、法人税申告書は、その作成について一定の順序があります（例えば、別表一《各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分》や別表四《所得金額の計算に関する明細書》には、他の別表で計算された金額を転記する欄があります。）。
- 次のページからの設例では、中小法人が申告書を作成する際の手順について、作成イメージとして大まかな流れを紹介していますが、実際の申告に当たっては、この設例に登場する別表以外の別表を作成しなければならない場合があることに注意してください。
- 各別表の様式や記載要領について、詳しくは、国税庁ホームページ「[法人税及び地方法人税の申告（法人税申告書別表等）](#)」をご確認ください。
- この手引には、別冊として「[申告書作成上の留意点](#)」と「[中小企業者の判定等フロー](#)」があります。実際の申告に当たっては、これらの別冊もご確認ください。

【確定申告書の全体像（イメージ）】



【法人税及び地方法人税の申告
（法人税申告書別表等）】



【申告書作成上の留意点】



【中小企業者の判定等フロー】



(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【設例】 本設例で使用する貸借対照表、損益計算書及び申告参考事項は次のとおりです。

(貸借対照表)

貸 借 対 照 表
X7 年×月×日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
.....	× × ×		× × ×
固 定 資 産		未払法人税等	150,000
.....	× × ×	固 定 負 債	× × ×
.....	× × ×		
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		資 本 金	10,000,000
		利益剰余金	× × ×
		繰越利益剰余金	2,400,000
			× × ×

別五(一)「26」④欄と一致します。

別表五(一)「32」④欄と一致します。

別表五(一)「25」③④欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

(損益計算書)

損 益 計 算 書		
自 X6 年×月×日 至 X7 年×月×日		
I 売上高		×××××
II 売上原価		
1 期首商品棚卸高	×××	
2 当期商品仕入高	<u>×××</u>	
合 計	×××	
III 販売費及び一般管理費		
.....	×××	
減価償却費	×××	
交際費	500,000	
寄附金	50,000	<u>×××</u>
営業利益		×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税		150,000
当期純利益（又は当期純損失）		<u>600,000</u>

- 別表十五「6」（交際費）欄に転記します。
- 支出した寄附金の内容に応じて、別表十四（二）「1」欄から「3」欄までのそれぞれの欄に転記します。
- 別表五（二）「31」欄に転記します。
- 別表四「1」①欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

(申告参考事項)

1 交際費等に関する事項【別表十五を使用】

当期において、得意先に対するお中元及びお歳暮の贈答費用などとして500,000円を支出し、交際費勘定に計上しており、その全てが税務上の交際費等に該当します。

2 一括償却資産に関する事項【別表十六(八)を使用】

当期首において、150,000円のデスクトップパソコン3台の取得及び事業供用をし、一括償却資産として資産計上しています。また、当期において、減価償却費として150,000円(50,000円×3台)計上しています。

3 寄附金に関する事項【別表十四(二)を使用】

当期において、A神社(宗教法人)の祭礼に対して寄附金として50,000円を支出し、寄附金勘定に計上しています。

4 欠損金の繰越しに関する事項【別表七(一)を使用】

前期において、(青色)欠損金額100,000円が発生しています。

(その他の前提条件等)

この設例においては、次の前提条件を基に申告書を作成しています。

- ① この法人は、青色申告の承認を受けています。
- ② この法人は、前期においても適正に確定申告書を提出しています。
- ③ この法人は、各種制度における中小法人等の判定において、中小法人等に該当します。
- ④ この法人は、特定同族会社に該当しません。
- ⑤ この法人は、通算法人に該当しません。
- ⑥ この申告に係る事業年度は、令和7年4月1日以後に終了するものであり、事業年度の月数は12か月です。
- ⑦ 損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」は、その全てが納税充当金の繰入れによるものであり、これ以外に当期に繰り入れた納税充当金はありません。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【Step 1】 所得金額の確定(別表四、五(一)(二)、七(一)、十四(二)、十五及び十六(八)の作成)

① 別表五(二)…当期中の租税公課の納付税額等の記入

租税公課の納付状況等に関する明細書

租税公課の納付状況等に関する明細書				事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名			
税目及び事業年度				期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額		期末現在 未納税額	
				①	②	充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	①+②-③-④-⑤
						③	④	⑤	⑥
法 地 方 税 法 及 人 び 税	X5 : X : X X6 : X : X			1	XXX円	XXX円	円	円	
	:			2					
	当期分	中	間	3					
		確	定	4					
	計			5					

別表五(二) 令七・四・一以後終了

【別表五(二)】
この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

別表五(一)「26」①欄と一致します。

別表四「4」①②欄に転記します。

別表五(一)「26」③欄に転記します。

納税充当金の取崩しにより、事業税などの損金算入のものを納税した場合には、別表四「13」①②欄に転記します。

別表五(一)「26」②欄に転記します。

別表五(一)「26」④欄と一致します。

納税充当金の計算									
期首納税充当金			30	XXX円	取崩しの額		損金算入のもの		
繰入額	損金経理をした納税充当金		31	150,000	取崩しの額	その他	損金不算入のもの		36
			32						37
			33	150,000					38
取崩額	計 (31) + (32)		34	XXX	取崩しの額	その他	仮払税金消却		39
	法人税額等 (5の③) + (10の③) + (15の③)		35	XXX			計 (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39)		40
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)		36				期末納税充当金 (30) + (33) - (40)		41

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

② 別表五(一)…前期の確定申告書及び貸借対照表から転記

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名	
------	------------------	-----	--

別表五(一) 令七・四・一以後終了

I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
	3				
繰越損益金(損は赤)	25	X X X	X X X	2,400,000	2,400,000
納 税 充 当 金	26	X X X	X X X	150,000	150,000

II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
			減	増	
		①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	10,000,000 円	円	円	10,000,000 円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	10,000,000			10,000,000

【別表五(一)】
この明細書は、
① 法第2条第18号《定義》及び令第9条《利益積立金額》に規定する利益積立金額を計算するため、
② 法第2条第16号及び令第8条《資本金等の額》に規定する資本金等の額を計算するため、
に使用します。

前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額を転記します。

「期首現在利益積立金額①」には、繰越利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。

前期の別表五(一)の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額を転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

③ 別表四…損益計算書等から当期利益等を転記

所得の金額の計算に関する明細書

			事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名			
区 分			総 額		法人名	処 分		
			①	②		③		
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額			1	600,000 円		配 当 そ の 他		円
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)		2					
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税		3					
	損金経理をした納税充当金		4	150,000				
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税		5			そ の 他		
	減価償却の償却超過額		6					
	役員給与の損金不算入額		7			そ の 他		
	交際費等の損金不算入額		8			そ の 他		
算	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)		9			外※		
			10					
	小 計		11			外※		

【別表四】

この明細書は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、「簡易様式」の明細書をご利用ください。

「総額①」から「社外流出③」の合計額を減算した金額を記載します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

④ 別表十五…損益計算書から交際費の額500,000円を転記するとともに、交際費等の損金不算入額を計算

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名	
支出交際費等の額 (8の計)	1 500,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4 500,000
支出接待飲食費損金算入額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2 0	損金不算入額 (1)-(4)	5 0
中小法人等の定額控除額 (1)と(800万円 × $\frac{12}{12}$)又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3 500,000		
支出交際費等の科目	6	交際費等の控除される費用の額	7
交際費	500,000		0
交際費等の額に係る控除対象外消費税額等			
計	500,000	0	500,000

別表十五 令七・四・一以後終了事業年度分

【別表十五】
この明細書は、法人が措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に使用します。

交際費等の範囲と損金不算入額の計算については、タックスアンサー「No. 5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算）」もご確認ください。

【中小企業者の判定等フロー】 【No. 5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算）】

分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1か月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

通算法人に該当しないため、「又は（別表十五付表「5」）」を二重線で抹消します。

中小法人等の判定が必要です。
詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の5ページをご確認ください。

損金不算入額が算出された場合には、別表四「8」①③欄に転記します。

交際費等に該当する支出を交際費以外の支出科目で経理している場合には、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。

税抜経理方式を選択適用している場合には、交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を記載します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑤ 別表十六(八)…一括償却資産の損金算入に関する明細書の作成

一括償却資産の損金算入に関する明細書

		事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名			
事業の用に供した事業年度	1						(当期分)
同上の事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	450,000
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	12
当期分の損金算入限度額 (2) × $\frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	150,000
当期損金経理額	5						150,000
損金算入不足額 (4) - (5)	6						0
引 損金算入限度超過額 (5) - (4)	7						0

一括償却資産を事業の用に供した事業年度を、左の欄から早い順に記載します。

【別表十六(八)】
この明細書は、法人が一括償却資産について令第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定により損金算入額等の計算を行う場合に使用します。

(注) 「一括償却資産」とは、令第133条の2第1項に規定する減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの(貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供したもの及び一定のものを除きます。)をいいます。

事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額を記載します。

損金算入限度超過額が算出された場合には、別表四(加算・留保)、別表五(一)(利益積立金額の計算に関する明細書の当期の増)に転記します。

別表十六(八) 令七・四・一以後終了事業年度分

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑥ 別表四…所得金額の仮計の算出

所得の金額の計算に関する明細書

		事業年度	X6・X7 X・X	法人名		
区 分		総 額		処 保		分
		①	②	社 外 流 出		③
当期利益又は当期欠損の額		円	円	配 当	円	
				そ の 他		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4	150,000	150,000		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			そ の 他	
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			そ の 他	
	交際費等の損金不算入額	8	0		そ の 他	0
	通算法人に係る加算額 (別表四附表「5」)	9			外※	
		10				
	小 計	11	150,000	150,000	外※	0
減	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15			※	
	受贈益の益金不算入額	16			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
	通算法人に係る減算額 (別表四附表「10」)	20			※	
		21				
算	小 計	22	0	0	外※	0
	仮 計 (1)+(11)-(22)	23	750,000	750,000	外※	0
	対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「29」又は「34」)	24			そ の 他	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	25	△		※	△
	仮 計 ((23)から(25)までの計)	26	750,000	750,000	外※	0
	寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27			そ の 他	

別表四 令七・四・一以後終了事業年度分

寄附金の支出がある場合、寄附金の損金算入限度額の計算(別表十四(二))の前に、所得金額の仮計「26」欄を算出する必要があります。

別表十四(二)「7」欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑦ 別表十四(二)…損益計算書から寄附金の額50,000円を転記するとともに損金不算入額を計算

寄附金の損金算入に関する明細書

公益法人等以外の法人の場合			事業年度	X6・X・X X7・X・X	法人名	公益法人等の場合		
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	1	損金算入限度額の計算	円	0	支出した寄附金の額	25	円
	指定寄附金等の金額 (41の計)	1				長期給付事業への繰入利子額	25	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2				同上以外のみなし寄附金額	26	
	その他の寄附金額	3				その他の寄附金額	27	
	計 (1)+(2)+(3)	4				計 (25)+(26)+(27)	28	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5				所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29	
	計 (4)+(5)	6				寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	30	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7				同上の $\frac{20}{100}$ 相当額	31	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8				公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表一「3」)	32	
	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	9				損金	38	
	期末の資本金の額及び資本準備金の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10				不算入額	39	
	同上の月数換算額 (10) × $\frac{12}{12}$	11				計 (38)+(39)	40	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12						
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × $\frac{1}{4}$	13						

(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	20	50,000	損金	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-((9)又は(13))-(17)-(18)	21	38,750	不算入額	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22	0		計 (38)+(39)	40
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23	0			
計 (21)+(22)+(23)	24	38,750			

【別表十四(二)】
この明細書は、法人が法第37条《寄附金の損金不算入》等の規定の適用を受ける場合に使用します。

寄附金の損金算入については、
国税庁ホームページ「暮らしの税情報」
「寄附金を支出したとき」
もご確認ください。

【寄附金を支出したとき】



支出した寄附金の区分に応じて、それぞれの欄に
その支出額を記載します。
なお、「支出した寄附金の額」の各欄には、仮払
寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含
まれません。

資本等を有する法人であるため、「又は1.25」を
二重線で抹消します。

分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、
1か月未満の端数は切り捨てます。)を記載します。

資本等を有する法人であるため、「20」-「13」
-「17」-「18」により計算します。

別表四「27」①③欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑧ 別表四…欠損金控除前所得金額の算出

仮計 (23)から(25)までの計	26	750,000	750,000	外※	0
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27	38,750		その他	38,750
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五の二)「5の②」)+(別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34	788,750	750,000	外※	38,750
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(九)「13」、別表十(十)「11」又は別表十(十一)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 (34)から(38)までの計	39	788,750	750,000	外※	38,750
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)+(40)±(41)+(42)	43	788,750	750,000	外※	38,750
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)+(44)	45			外※	
新創費又は新鉱床探鉱費の特別控除額					

組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額がある場合、別表四「10」欄又は「21」欄等の空欄に記載するのではなく、「32」欄に記載します（「簡易様式」を使用する場合も「32」欄に記載します。）。

繰越欠損金の当期控除がある場合、欠損金の損金算入額の計算（別表七(一)）の前に、差引計「43」欄を算出する必要があります。

別表七(一)「1」欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑨ 別表七(一)…欠損金の損金算入額を計算

欠損金の損金算入等に関する明細書

欠損金の損金算入等に関する明細書				事 業 年 度	X6・X・X X7・X・X	法人名	別表七(一)
控 除 前 所 得 金 額 (別表四「43の①」)		1	円	損 金 算 入 限 度 額		2	円
			788,750	(1) × $\frac{50又は100}{100}$			788,750
事業年度	区 分	控 除 未 済 欠 損 金 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額			
		3	4	5			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	円			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
				令七・四・一以後終			
X5・X・X X6・X・X	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	100,000	100,000	0			
計		100,000	100,000	0			
当 欠	損 金 額 (別表四「52の①」)	欠 損 金 の 繰 戻 し 額					
期 同 上 の うち	青 色 欠 損 金 額						
分	災 害 損 失 欠 損 金 額	(16の③)					
合 計							

中小法人等に該当するため、「50又は」を二重線で抹消します。

【別表七(一)】
この明細書は、法人が、当期に欠損金額を生じた場合に、その欠損金額につき翌期以後に法第57条《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合等に使用します。

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、タックスアンサー「No. 5762 (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除)」もご確認ください。

【中小企業者の判定等フロー】【No. 5762 (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除)】

中小法人等の判定が必要です。
詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の3ページをご確認ください。

古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。

翌期繰越額がある場合には、別表一「27」欄に転記します。

- ・ 別表四「44」①③欄に転記します。
- ・ 別表一「26」欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑩ 別表四…所得金額の算出

差 引 計 (39) + (40) ± (41) + (42)	43	788,750	750,000	外※	38,750
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4の計」) + (別表七(四)「10」)	44	△ 100,000		※	△ 100,000
総 計 (43) + (44)	45	688,750	750,000	外※	△100,000 38,750
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」+「42の計」)	47	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額 又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	48	△	△		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の 特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「21」-「11」)	49			※	
特 許 権 等 の 譲 渡 等 に よ る 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(五)「12」)	50	△		※	△
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業 税の損金算入額	51	△	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	688,750	750,000	外※	△100,000 38,750

別表一「1」欄に転記します。
なお、この金額がマイナス(欠損金額)
となる場合には、別表七(一)の「当期
分欠損金額」欄にも転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

③ 別表一…法人税額の確定

		十億	百万	千	円							
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1				6	8	8	7	5	0	
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2				1	0	3	2	0	0	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3										
	税額控除超過額 相当額等の加算額	4										
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)+(別表三 (二の二)「25」)+(別表三(三)「20」)	5							0	0	0	
	同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6										
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7							0	0	0	
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8										
											0	0
	法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9					1	0	3	2	0	0
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」)+(別表十七(三の六)「3」)	10										
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11										
	控除税額 (9) - (10) - (11) + (18)のうち少ない金額	12										
	差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13					1	0	3	2	0	0
	中間申告分の法人税額	14									0	0
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額とし、マイナス (13) - (14)の場合は(22)へ記入)	15					1	0	3	2	0	0	
この申告による還付金額	控除 税 額 の 計 算	16										
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	16										
	外国税額 (別表六(二)「23」)	17										
	計 (16) + (17)	18										
	控除した金額 (12)	19										
	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20										
	この申告による還付金額	21										
	中間納付額 (14) - (13)	22										
	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23										
	計 (21) + (22) + (23)	24										
この申告が修正申告である場合の この申告により納付すべき法人税 額又は減少する還付請求税額 (57)	外	25								0	0	
	欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(三)「9」 若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	26					1	0	0	0	0	
	翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5の合計」)	27										

の分…令七・四・一以後終了事業年度等分

この金額が100円未満となる場合は記載しません。

中間申告により納付すべき法人税額がある場合には、その税額を記載します。
(注) 納付の有無にかかわらず記載します。

この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額22」欄に記載します。

確定申告で納付すべき法人税額

④ 別表一…地方法人税額の計算・確定

この金額が100円未満となる場合は記載しません。

中間申告により納付すべき地方法人税額がある場合には、その税額を記載します。
(注) 納付の有無にかかわらず記載します。

この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。マイナスの場合のその金額は「中間納付額42」欄に記載します。

別表一次葉

確定申告で納付すべき
地方法人税額

別表一「31」欄に転記します。

(2) 法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【Step 3】別表五(一)(二)の完成(法人税申告書の完成)

① 別表五(二)…当期に納付すべき法人税及び地方法人税の転記

税目及び事業年度			期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤	(二)
					充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付		
			①	②	③	④	⑤	⑥	令七・四・一以後終了
法地	X5 : X : X	1	X X X 円		X X X 円	円	円	円	
人方	X6 : X : X	2							
税法	当期分	3		円					
及人	中 間	4							
び税	確 定	5		113,800				113,800	
計									

法人税及び地方法人税の合計額(別表一「15」欄と「40」欄の合計額)を記載します。
また、この金額を別表五(一)「27」欄の「当期中の増減(増)③」の「確定」欄に転記します。

② 別表五(一)…別表五(二)から転記

未納	未納法人税及び 未納地方法人税 (附帯税を除く。)	27	△	X X X	△	X X X	中間	△	
納							確定	△	113,800

③ 別表五(一)(二)の残余の項目を記載

④ 添付書類の確認

⑤ 法人税確定申告書の完成⇒確定申告書の提出期限(13ページ参照)までに納税地の所轄税務署に提出してください。

(3) e-Tax(国税電子申告・納税システム)

- 法人税及び地方法人税の確定申告は、インターネットを経由したe-Taxをご利用ください。

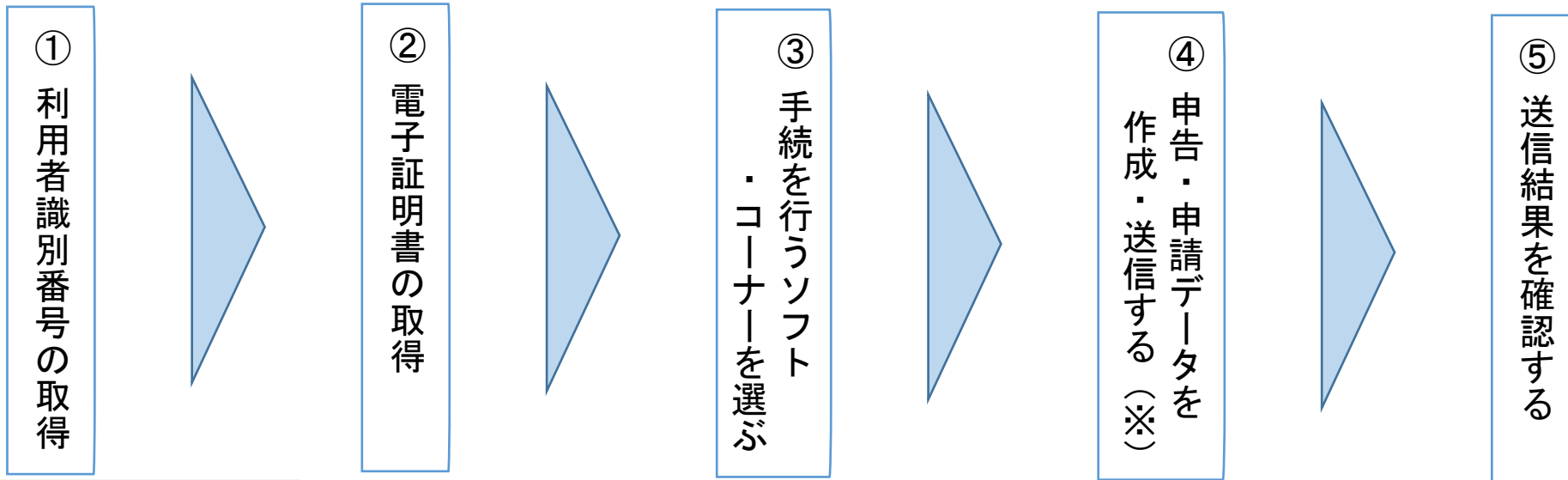
(注) 書面で作成した申告書を所轄税務署又は業務センターに送付することや所轄税務署に持参することもできます。

- 初めてe-Taxを利用した申告をされる方の申告の流れは、次のとおりです。詳しくは、e-Taxホームページ「[ご利用の流れ](#)」をご確認ください。

【ご利用の流れ】



【e-Taxによる申告の流れ】



(※) 還付申告を提出される方へ

- 国税の還付金が発生し、口座振込を希望する場合には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しています。
- e-Taxを利用して還付申告を提出した方のうち希望する方は、「国税還付金振込通知書」の受取りに代えて、e-Taxの「通知書等一覧」から通知の内容を確認することができます。
- 書面での保存が不要となるなどのメリットがありますので、ぜひご利用ください。
- 詳しくは、e-Taxホームページ「[還付金の振込に係る電子通知について](#)」をご確認ください。

【還付金の振込に係る電子通知について】



(3) e-Tax(国税電子申告・納税システム)

【申告書及び添付書類の提出はe-Taxが便利です】

申告書の別表(明細記載を要する部分)や財務諸表・勘定科目内訳明細書等については、e-Taxソフトで作成可能な形式(XML形式、XBRL形式)に加え、e-Taxホームページに掲載しているエクセル形式の「標準フォーム」を利用したCSV形式による提出が可能です。

○ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)

詳しくは、e-Taxホームページ

[「CSV形式による提出が可能な法人税申告書の一部の別表等\(明細記載を要する部分\)の一覧」](#)をご確認ください。

【CSV形式による提出が可能な法人税申告書の一部の別表等(明細記載を要する部分)の一覧】



○ 勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法

詳しくは、e-Taxホームページ [「勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法」](#)をご確認ください。

【勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法】



○ 財務諸表のCSV形式データの作成方法

詳しくは、e-Taxホームページ [「財務諸表のCSV形式データの作成方法」](#)をご確認ください。

【財務諸表のCSV形式データの作成方法】

